

いわき市農業委員会第21回総会議事録

会長 草野庄一は、令和5年1月23日（月）午後1時30分、いわき市農業委員会総会をいわき市役所東分庁舎5階会議室に招集した。

1 出席者（計32名）

(1) 農業委員（22名）

1 木田 テイ子		21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	22 大竹 公治
3 志賀 幸	13 菅野 綾	23 木幡 仁一
4 草野 庄一	14 石井 英毅	
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和	17 箱崎 寿正	
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典	20 坂本 和徳	

(2) 事務局（10名）

事務局長	酒井 直人
事務局次長	遠藤 敏行
主任主査兼農政振興係長	草野 浩平
主任主査兼農地調査係長	小川 仁一
農地審査係長	府川 将人
農政振興係 主査	大内 綾子
農地調査係 主査	金成 聡司
農地審査係 主査	鈴木 昌則
農地審査係 主査	福田 幸士
農政振興係 主査（書記）	浅川 実利

2 欠席者（計2名）

11 鈴木 理
24 蛭田 元起

3 会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局 (遠藤次長)	<p>本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第21回総会にご参集をいただき、ありがとうございます。</p> <p>定刻ですので、始めさせていただきます。</p> <p>初めに、お手元にお配りいたしました資料を確認させていただきます。</p> <p>◇ 第21回総会議案書 ◇ 許可申請に係る意見及び決定理由書 ◇ 現地調査位置図</p> <p>【資料1】議案第3号「非農地の判断について」に係る現地調査位置図 【資料2】「農業者年金加入状況・受給状況」（令和5年1月1日現在） 【資料3】「令和5年いわき市農作業労働賃金標準額表／いわき市農地賃借料情報」</p> <p>以上、6点です。</p> <p>なお、本総会の開催通知と併せて送付しております議案説明書につきましても、ご用意願います。</p>
事務局 (遠藤次長)	<p>いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>また、携帯電話は、あらかじめ電源をお切りいただくか、マナーモードに設定くださるよう、ご協力をお願いいたします。</p>
事務局 (遠藤次長)	<p>次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、議席番号順に農業委員会憲章を朗読いただき、唱和に代えさせていただきます。</p> <p>それでは、議席番号17番の箱崎寿正委員、お願いいたします。</p> <p>皆様、ご起立のうえ、黙読ください。</p>
17番 箱崎委員	<p>【いわき市農業委員会憲章朗読】</p>
事務局 (遠藤次長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ご着席願います。</p> <p>本日の総会は、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に</p>

事務局
(遠藤次長)

基づきまして、会長が招集しております。
それでは、議事に先立ちまして、草野庄一会長よりご挨拶申し上げます。

草野会長

こんにちは。
明けましておめでとうございます。
いわき市農業委員会第21回総会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
委員の皆様には、ご多忙の中、また非常に冷えている中でのご参集、本当にご苦労様でございます。
個人的な話になりますが、私も、去年の暮れに新型コロナウイルスに感染しまして、12月26日まで自宅療養ということで、大人しく過ごしておりました。
26日に開催された、福島市での県農業会議常設審議委員会は、残念ながら欠席いたしました。
あの頃は、いわき市でも感染者が300人台から400人台出ていた状態でした。
不幸中の幸いと言いますか、正月は誰も来なかったので、自宅で静かな年始を過ごさせていただきました。
この中でも経験者がいらっしゃると思いますが、私の場合は、発熱がないものの、咽喉の痛みが非常につらく、声もガラガラになりました。
そういった症状も、3日から4日ぐらいで終わりましたが、終わってからの回復が、これは年齢の影響もあるとは思いますが、本調子に戻るまで1週間から10日間かかりました。
改めて、健康のありがたさを思い知らされたところでもあります。
そういった訳で、私の仕事始めは今年5日、「令和5年新春市民交歓会」となりました。
これは毎年開催されておりますが、内堀県知事の来賓挨拶において、令和5年の意気込みとして、農業関係にも触れた部分もありましたので、これは期待できると感じました。
内堀知事は毎年、元気良く滔々と挨拶を述べられて、颯爽と帰っていく印象です。
また、皆さんも新聞などでご存じだと思いますが、風評被害の払拭ということで、内堀知事がアメリカまで行って、県産の日本酒や「天のつぶ」のPRをしてきたということで、非常に良かったのではないかと思います。
それと関連して、今日の新聞にも載っていますが、大相撲の初場所で貴景勝が優勝しまして、内堀知事が土俵上に颯爽と現れて、県

草野会長

民賞として、トロフィーと賞金50万円、「天のつぶ」を1トン、サーロインを10kg、野菜の詰め合わせを87kg贈呈したとのことでありませす。

アメリカでのPRもそうですが、内堀知事は「そのときの話題」を上手に利用していますね。

そういった姿勢を見て、今後も更なる復興に向けての機会づくりに頑張っていたいただきたいと思います。

それと新年の挨拶回り、毎年恒例ではありますが、市議会の大峯議長、NOSAIいわき支所、四時川沿岸土地改良区、市農林水産部長、JAいわき統括センターに行っていました。

大峯議長は、担い手でもある農業者なので、いわき市の農業の現状や農業委員会の動きなどについてお話ししました。

NOSAIいわき支所に行きますと、職員全員が起立して迎えてくれました。

あそこは非常に明るい雰囲気、帰り際にはまた全員が立って送り出してくれまして、誠に清々しい気持ちになりました。

四時川沿岸土地改良区は、前農業委員である小野勝彦さんが理事長でして、土地改良区内の農地について、農地外への転用が進んでいる状況であるとのこと、土地改良区としても、現状について非常に危惧しているという話を伺っていました。

市農林水産部の渡邊部長とは、地域計画及び目標地図の素案作成についての話をしました。

地域計画は、市農林水産部で作成することになっておりますが、これだけでは前に進みません。

我々農業委員会が作成しなければならない目標地図の素案、これといかにリンクさせるかが重要です。

そのためには、お互いに密接に協力しながら進めていかなければならないと思っております。

話は変わりますが、今朝の新聞に載っていましたが、第211回通常国会が本日召集され、約150日間にわたる論戦が繰り広げられます。

ウクライナ戦争の問題は勿論ですが、我々にとって重要なのは食糧問題、これについては、外国からモノが入らなくなると、小麦や各種加工食品の価格が高騰している現状の中で、日本の農業が今、見直されております。

そうすると、「荒れている農地を有効活用しよう」ということで、我々農業委員会に課せられた責任がますます重みを増してくるでしょう。

今後の与野党の論戦を注視していきたいと思っております。

結びに、明日から大雪になるという予報が出ております。

草野会長

日本海側や西日本は、大雪になる見込みとのことで、この辺りも油断はできませんが、皆様におかれても、念のため雪に対する備えをお願いしたいと思います。

本日の総会は、定例となります農地法に係る許可申請のほか、非農地の判断などについて、ご審議をいただきます。

委員の皆様には、慎重かつ円滑なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

本日はよろしくお願いいたします。

事務局
(遠藤次長)

ありがとうございました。

それでは、議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が議長となりまして進めさせていただきます。

草野会長、よろしくお願いいたします。

議長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席でございますが、議席番号11番、鈴木理委員、議席番号24番、蛭田元起委員でございます。

現在、委員24名中、22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定の過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

ただいまより、いわき市農業委員会第21回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号19番、中根まり子委員、

議席番号20番、坂本和徳委員、

以上、2名にお願いいたします。

また、書記は事務局にお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作製し、これを縦覧に供すること。」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言

議長
(草野会長) 内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。
また、作製した議事録については、いわき市の公式ホームページ
においても、公表することになっておりますことを申し添えます。
次に、会務報告を事務局よりお願いいたします。

事務局
(遠藤次長) **【議案書 2 ページにより会務報告】**

議長
(草野会長) それでは、ただいまより議事に入りますが、その前に議案、報告
案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長) 特に、取下げ、追案等はありません。

議長
(草野会長) それでは、議事に入ります。
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員
会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する
事項については、その議事に参与することができないこととされて
おります。

本日、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請に
ついて」において、議席番号15番、新妻信夫委員が該当しておりま
す。

新妻委員には、当該議案審議の際、一時退出をお願いします。

その他、該当する方がいれば、議案審議の際、申し出てください。

それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申
請について」、審議をいたしますが、議事参与の制限に、議席番号15
番、新妻信夫委員が該当しております。

新妻委員は、一時退出を願います。

【15番・新妻(信)委員一時退席】

議長
(草野会長) それでは、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長) 議案書の3ページをお開き願います。
【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】
詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(鈴木(昌)
主査)

本日の議案に入ります前に、資料の訂正及び取下げの案件がございます。

議案説明書2ページ、番号6番、譲受人の住所に誤りがありました。

また、現地調査位置図7ページにつきましても、住所に誤りがありましたことから、訂正をよろしく願いいたします。

大変申し訳ございませんでした。

次に、取下げの案件ですが、議案説明書2ページと3ページ、番号7番及び8番につきまして、申請人より事業計画の変更に伴い、取下げ願が提出されました。

従いまして、今月の申請面積が変更となります。

田：32,954㎡から25,631㎡へ、合計面積：49,446㎡から42,123㎡に変更となりますので、訂正をよろしく願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

地図につきましては、現地調査位置図を併せてご覧ください。

議案説明書の2ページより説明させていただきます。

番号1番から3番につきましては、売買による所有権の移転であります。

また、番号4番につきましては、一般法人による使用貸借権の設定、番号5番及び6番につきましては、贈与による所有権の移転、番号7番及び8番につきましては、農地の交換による所有権移転の案件となりますが、先ほど申し上げましたとおり、取下げ願が提出されたところです。

このことから、今月の3条許可の面積につきましては、田：25,631㎡、畑：16,492㎡、合計：42,123㎡となります。

続きまして、4ページになりますが、許可要件の詳細となります。

また、今月申請となった許可要件につきましては、3条許可ができない場合を示した、農地法第3条第2条各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしており、内容につきましては5ページのとおりになります。

事務局からの説明は、以上です。

議長
(草野会長)

ただいま、事務局より、議案第1号について、説明がありました。ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

13番
菅野(綾)
委員

議席番号13番、菅野綾です。

番号1番から4番までの事案につきまして、現地調査をしましたが、特段問題はありませんでした。

報告は以上です。

議長
(草野会長)

続いて、事務局お願いいたします。

事務局
(鈴木(昌)
主査)

農地の贈与による所有権の移転案件として、番号5番、6番の案件について、事務局で現地を確認しましたが、特に問題はなかったことを報告します。
報告は以上です。

議長
(草野会長)

ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

議長
(草野会長)

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長)

ご異議なしと認め、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。
それでは、新妻委員、入室願います。

【15番・新妻(信)委員着席】

議長
(草野会長)

次に、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の4ページをお開き願います。
【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】
詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(福田主査)

議案説明書6ページをお開き願います。
議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。
説明に入ります前に、資料の訂正がございます。
議案説明書7ページをお開きください。

事務局
(福田主査)

番号4番及び6番について、申請人から取下げ願が提出されましたので、議案説明書から削除願います。

また、この取下げによりまして、議案説明書8ページに記載があります合計面積が変更となります。

「田：1,921.72㎡、畑：4,625.16㎡、合計：6,546.88㎡」から「田：1,044.72㎡、畑：4,109㎡、合計：5,153.72㎡」と変更となります。

繰り返します。

「田：1,044.72㎡、畑：4,109㎡、合計：5,153.72㎡」に変更・修正をお願いいたします。

改めまして、議案説明書7ページをご覧ください。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。

なお、説明は申請地、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

1番、平下高久、畑、173㎡、分家住宅敷地、使用貸借権の設定。

2番、添野町、畑、454㎡、一般住宅、所有権の移転。

3番、四倉町大森、畑、1,024㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号3番の案件につきましては、前回の第20回総会において、不許可と議決されたものとなっております。

不許可の理由としましては、譲受人が所有する申請地以外の農地である平馬目の農地において、現地に砂利が敷かれ、違反状態となっていたということが理由となっております。

今回、砂利を撤去し、営農に適した土を盛土することにより農地性を回復し、再度申請したものとなります。

こちらについて、前のスクリーン画面をご覧くださいませうか。

少し見づらいかもしれませんが、こちらが是正前の状態となっております。

こちらは、申請地全体に砂利が敷かれた状態となっておりますが、是正後となりますと、全体に敷かれておりました砂利が撤去され、新たに農業に適した土を盛土した状態となっております。

こちらについては、後ほど現地調査委員の方からご報告がありますので、割愛させていただきます。

続きまして、番号5番、三和町上三坂、畑、1,352㎡、太陽光発電設備、賃借権の設定。

7番、三和町下市萱の一部、田及び畑、1,866.72㎡、仮設工事事務所及び残土・資機材等のストックヤードとしての一時転用、賃借権の設定。

事務局 (福田主査)	<p>8番、大久町大久、畑、284㎡、伐木置場としての一時転用、貸借権の設定。</p> <p>以上6件、面積は、田：1,044.72㎡、畑：4,109㎡、合計：5,153.72㎡となります。</p> <p>番号1番から番号3番、番号5番、7番及び8番につきましては、申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である立地基準及び一般基準を適正に満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>ただいま、事務局より、議案第2号について、説明がありました。ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
15番 新妻(信) 委員	<p>議席番号15番、新妻信夫です。</p> <p>番号1番、番号2番、番号5番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。</p> <p>番号3番について、事務局から説明がありましたが、譲渡人がほかに所有する違反状態にある農地について、土地所有者立会いのもと、現地を調査しましたところ、砂利が撤去され、新たに盛土されていることを確認しました。</p> <p>また、土地所有者から聴取した今後の耕作予定と照らし合わせて、「妥当である」と判断できるものであったことから、違反状態が是正され、農地性が回復したものと考えております。</p> <p>また、申請地自体も問題がなく、転用許可の要件である立地基準及び一般基準の双方を満たしており、許可について問題ないものと考えております。</p> <p>付け加えますと、今回の現地調査の中で、地元農家である私としても懸念しておりました、平馬目の農地の違反状態について、今回、太陽光発電設備の許可案件に絡んでではありますが、農地性が回復したことを確認しました。</p> <p>また、現地調査に当たった4名の総意として、35年という長きにわたり、所有者と粘り強く交渉を重ね、解決に導いた歴代の農業委員及び事務局職員の方々に、「お疲れ様でした」と労いの言葉を申し上げたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
議長 (草野会長)	<p>ご苦労様です。</p> <p>続いて、事務局お願いいたします。</p>

事務局
(福田主査) 番号7番及び番号8番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を確認した結果、特段問題はありませんでした。報告は以上です。

議長
(草野会長) ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

議長
(草野会長) ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。次に、議案第3号、「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(小川係長) 議案書の5ページをお開き願います。
【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】
詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(金成主査) それでは、先般お配りした議案説明書と本日お配りした資料1をお開き願います。
「非農地の判断について」、ご説明申し上げます。
なお、現地の状況につきましては、後ほど前のモニター画面に写真を投影いたしますので、併せてご確認いただければと思います。
それでは、説明いたします。
当該地は、50年ほど前は牧場地として利用されておりましたが、長期間にわたり、牧場としての利用がなくなってしまったため、既に山林の様相を呈しております。
なお、登記地目は牧場ですが、いわき市所有の公衆用道路となっている土地が1筆あるほか、地権者が既に死亡し、非農地の判断について、地権者の意思を確認できない土地があるものの、現地の状況が既に山林化しており、現況を農地として判断することが困難で

事務局
(金成主査)

あることから、地権者の確認が取れた土地も含め、農地法第2条第1項の農地等に該当しないものとして、非農地の判断をお諮りするものです。

1月分は、登記地目が畑：2筆、12,644㎡、牧場：35筆、163,731㎡、合計：37筆、176,375㎡です。

それでは、前のモニター画面により、ご説明申し上げます。

まず、牧場地の場所になりますが、国道399号線沿いです。

国道399号線から県道敷に入る、小川町上小川地内です。

国道399号線を上がっていきますと、この北側が川内村です。

手前側が、いわき市です。

ここの箇所、牧場の手前に分岐がありまして、県道敷になっております。

今般お配りしている公図1のところ、この牧場地です。

もう1か所、公図3の一番右側に、黄色いラインで記した縦長の土地があると思いますが、こちらは山の陰側にある国道399号線沿いの、ちょうどこの部分です。

今回、非農地判断を求める部分は、1つは牧場地の中の公図1と公図2の部分、それと公図3の国道399号線沿いの部分になります。

この一帯は全て牧場地でしたが、既に牧場としての利用はございません。

公図1の一番北側にあります、黄色い丸印が付いているのが、いわき市所有の公衆用道路です。

地目は牧場になっておりますが、既に、公衆用道路としていわき市に寄贈されている土地ということでして、今回、非農地判断の対象、農地台帳に載っている状況です。

下に戻りまして、公図1のちょうど中段、現況写真を投影しております。

ご覧のとおり、既に山林化している状況です。

続きまして、公図1の一番南側部分の真ん中の中段、現況写真を投影しております。

こちらをご覧のとおり、既に山林化している状況です。

続いて、公図1の真ん中の道路のところから、南側に向かって撮った写真を投影しております。

何枚か続きますので、ご確認ください。

こういった形で、既に木が生えている状態です。

次に、細い林道を迂回しまして、一番南側から北側に向かって撮った写真です。

この手前のところ、少し空いている部分が林道です。

林道敷の縁沿いに上がっていきますと、公図1の一番南端になり

事務局
(金成主査)

ます。
これが、公図1の一番南側から北側に向かって撮った写真です。
これも同じく、既に木が生えている状態です。
ということで、この公図1及び公図2については、山林化している状況をご確認いただければと思います。
続いて、公図3です。
こちらの写真は、公図3の一番南側です。
こちらは、公図3の一番南側から北側に向かって撮影したものと、東と北西に向かって撮った写真です。
国道399号線沿いから撮っております。
同じように、こちらは公図3の中段部分の写真です。
こちらの写真は、更に上がっていったところのものです。
ちょうど山肌が写っていると思いますが、これは牧場裏側の山です。
県道から裏側の山を越えて来ると、国道399号線沿いに山肌が見えてきます。
この下の窪地になっている箇所は、公図3の中段より北側と中段から北側にかけての農地です。
同じように、北側の山肌側に沿って撮った写真です。
現況は、既に木が生えております。
以上、従来牧場でございましたが、全て面的に山林化している現況でございました。
説明は以上です。

議長
(草野会長)

ただいま、事務局より、議案第3号について、説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

21番
新妻(公)
委員

議席番号21番、新妻公二です。
議案第3号の非農地の判断の案件につきましては、1月17日(火)に、小川・川前地区審議会の委員である草野会長、推進委員の小川委員、白石委員と私の合計4名で現地を確認いたしました。
ただいま説明がありましたように、既に山林の様相を呈しており、また1筆については、公衆用道路となっている状況です。
従いまして、非農地化することに関しては、特段問題はありません。
報告は以上でございます。

議長
(草野会長)

ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。

議長
(草野会長)

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

18番
鈴木(義)
委員

すみません、ちょっと腰痛があって急には立てないので、座ったまま質問させてください。

少し気になったのが、この裏のページを見ると、小さく「ソーラー云々」と書いてありますね。

何日か前の福島民友だったと思いますが、小川町上小川で48ヘクタールだったか、60ヘクタールだったかのソーラー事業をやるということで、県の許可が下りたという記事が載っていました。

まず1点目として、今回の案件は、この記事に関連するものでしょうか。

2点目は、ソーラー事業だった場合の周辺への影響についてです。

私は平の平窪地区ですが、令和元年の水害で非常に大きな被害を受けて、私個人も全ての農機具が駄目になってしまいました。

ソーラー事業だった場合、下流域への影響と言いますか、そういった被害はないのかというのが心配なので、この2点お願いします。

事務局
(金成主査)

それでは、ご説明いたします。

こちらにつきましては、鈴木委員がおっしゃるように、メガソーラーの計画地内です。

資料1の裏側、カラー刷りのページを見ていただきますと、この2工区、3工区、4工区、5-1工区、5-2工区と書いてある箇所につきましては、太陽光パネルを設置する予定であると事務局では認識しております。

この話があった際、例えば5-1工区の真ん中の部分などについては、既に平成24年、平成25年の段階で非農地判断がされておりました。

今回は、それ以外で非農地判断がなされていない箇所について、相談があったところです。

現地を確認した結果、この牧場地全体が既に山林化しているということで、非農地と判断することについては、特段問題はなかろうというのが、事務局としての認識です。

もう1点、太陽光パネルを設置した場合の環境への影響ですが、人的な部分については問題が出てくることはないであろうと認識しているところです。

と言いますのも、当該地区については、現在住んでいる方がいらっしゃいません。

国道399号線から入る県道敷についても、現在は通行止め区間とい

事務局
(金成主査)

うことで、一般の方が立ち入る場所ではないと認識しております。

16番
平田委員

以前、この地域に立ち入ったことがあります。ここは夏井川水系ではなく、浅見川の上流域です。

広野町の上流になります。

18番
鈴木(義)
委員

まとめますと、平窪地区には影響がないということですかね。

「夏井川水系ではないので、大丈夫だよ」ということで、農業委員の皆さんが証人になってくれると思いますので、うちが万が一また水害にあった場合は、皆さん、お見舞いよろしくお願ひします。

議長
(草野会長)

ここは、いわくつきの土地で、牧場としてはもう存在しない。

また、「非農地判断をどの時点で行うか」という点では、二転三転した経緯があります。

と言うのも、6年か7年前にもソーラーの話があったのですが、その当時は、地元の地権者が反対運動を起こした結果、頓挫した。

あの場所は、標高が大体600メートルから700メートル近くあります。

今月17日の現地調査の際は、金成主査が撮った写真だと雪がきれいに見えますけれども、上に行くと辺り一面がもう真っ白で、前々日から前日にかけて降った雪が10センチメートル以上積もっており、運転手の遠藤さんも細心の注意を払って、公用車を運転していた状況でした。

現地を調査した我々としても、「このいわき市で、10センチメートル以上雪が積もっている場所があるのか」と、非常に驚いた訳であります。

地権者の中には、非農地判断に対する同意が確認できない方が2名ほどいますが、それ以外の方については、前回のソーラー事業計画の頓挫から数年経過し、「これ以上放置しても、どうにもならないから」ということで、非農地とすることに同意してくれたということです。

いわき市の場合、メガソーラーは多くない。

福島方面とか、中通り地区はメガソーラーが結構ありますがね。

今回の案件は、県農業会議の常設審議委員会にかけることとなります。

これだけの規模のメガソーラー事業は、いわき市では初めてであり、60から70ヘクタールに及ぶ開発にもなると、3年、4年はかかるようです。

議長
(草野会長)

設計や開発に携わる業者は、当然しっかりしたところがやっているはずですので、信用度も問題ないのではないかと思います。

そういったことで、これからの推移は注視していかなければなりません。非農地判断については、やむを得ないと考えております。

その点、ご理解いただきたいと思っております。

その他ございませんか。

【意見・質問なし】

議長
(草野会長)

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長)

ご異議なしと認め、議案第3号、「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、報告第1号から報告第4号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書6ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読、報告事項（農地法第3条の3第1項の規定による届出について）を説明】

議案説明書の13ページから20ページをお開き願います。

今月の報告件数は33件、権利の取得事由は全て相続です。

権利の取得面積は、田：64,980.11㎡、畑：36,900.94㎡、合計：101,881.05㎡です。

なお、議案説明書16ページの番号12番、「権利を取得した日」が空欄になっておりますが、令和4年1月21日ですので、追記をお願いします。

大変申し訳ございませんでした。

以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。

続きまして、議案書7ページをお開き願います。

事務局
(府川係長)

【報告第2号を朗読、報告事項（農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について）を説明】

議案説明書の21ページから22ページをお開き願います。

今月の報告件数は1件、転用面積は田：962㎡、畑：0㎡、合計：962㎡です。

事務局
(府川係長)

以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。
続きまして、議案書 8 ページをお開き願います。

事務局
(府川係長)

【報告第 3 号を朗読、報告事項（農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について）を説明】
議案説明書の 23 ページから 26 ページをお開き願います。
今月の報告件数は 10 件、転用面積は田：50,012.86㎡、畑：1,458.00㎡、合計：6,470.86㎡です。
以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。
続きまして、議案書 9 ページをお開き願います。

事務局
(府川係長)

【報告第 4 号を朗読、報告事項（農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について）を説明】
議案説明書の 27 ページから 29 ページをお開き願います。
今月の合意解約件数は 7 件、面積は田：9,403㎡、畑：17,058㎡、合計：26,461㎡です。
以上、合意解約の通知がありましたので、報告いたします。
以上で報告を終わります。

議長
(草野会長)

以上、事務局説明のとおりですので、ご承知願います。
ここで、その他に入る前に、休憩といたします。
ただいま、2 時 30 分です。
10 分間休憩とし、再開は 2 時 40 分からといたしますので、よろしくお願いいいたします。

【10分間休憩】

議長
(草野会長)

全員お揃いですので、その他から再開します。
まず、事務局から何かありますか。

【資料 2】「農業者年金加入状況・受給状況」（令和 5 年 1 月 1 日現在）」

⇒ 上記資料に基づき、趣旨を説明した。

【資料 3】「令和 5 年いわき市農作業労働賃金標準額表／いわき市農地賃借料情報」

⇒ 上記資料を配付した。

なお、10アール当たりの農地賃借料水準（平均額）の推移のうち、平地区の基盤整備地域内の田について、令和 4 年の平均額が前年比 215.2%となっている件などについて、補足説明を行

った（注：平夏井地区での東日本大震災に伴う復興基盤整備総合事業に係る換地処分が終了し、10アール当たりの賃借料が一律15,000円に改められたことが要因）。

また、10番・岡村委員より、復興基盤整備総合事業に係る補助の現状と今後の課題について、情報提供があった。

議長
(草野会長)

ほかに、委員の皆様から何かございますか。

12番
生田目委員

農作業労働賃金標準額について、令和5年は燃料費の高騰を踏まえた標準額の引き上げを見送ったが、4月から電気料金が3割程度値上げされるとの報道もあり、受託側は依然としてきつい状況。

これを機に、次年度は「標準額の一律引き上げ」も視野に入れ、協議をお願いしたい。

18番
鈴木(義)
委員

燃料費や電気料金のほか、新品の農機具についても、今年1月から軒並み1割値上げとなっている。

議長
(草野会長)

いただいた意見を参考に、次年度の協議を行っていくこととしたい。

議長
(草野会長)

その他ございますか。

【「なし」の声あり】

議長
(草野会長)

特にないようでありますので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第21回総会を閉会いたします。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	非農地の判断について	原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

議案番号	議案名称	該当委員
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	15 新妻 信夫

6 本総会の閉会時刻

午後3時12分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

19 中根 まり子

20 坂本 和徳

【議事録署名用紙（議長用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 5 年 3 月 13 日

議長

草野庄一

【議事録署名用紙（議事録署名人用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 5 年 3 月 15 日

議事録署名人 中根 まり子

【議事録署名用紙（議事録署名人用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 **5** 年 **3** 月 **23** 日

議事録署名人 坂本和徳